

# 弘前市融雪装置設置資金 貸付制度のご案内



この制度は、取扱金融機関等から貸付けを受けて、敷地内に融雪装置を新たに設置する場合、その利子の一部または全部を市が負担するものです。  
申請にあたっては、この案内をよくご覧のうえご利用ください。

弘 前 市

## 利用できる方

- 原則として弘前市内に土地または建物を所有する個人、法人（事業所等）及び法人格のない団体（町会等）で次の条件を全て満たす場合
  - ①新たに弘前市内に融雪装置を設置する方
    - ※申込時点で、既に設置工事に着手あるいは工事を完了している場合は対象となりません。
  - ②市税等（市県民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険料）を滞納していない方
  - ③金融機関が指定する保証措置を講じることができるなど、資金の貸付けについて金融機関の貸付条件に適合する方
    - ※保証機関による保証措置の場合、保証料が別途必要な場合があります。なお、保証料は融資額には含まれません。（保証措置については別紙参考）
  - ④貸付けた資金を返済することができる方（所得のない方は貸付を受けられない場合もあります。）
  - ⑤平成27年度弘前市融雪装置設置費補助金の交付を受けていない方
  - ⑥原則、融雪装置の設置や購入等を市内業者（市内に本店を有するものに限る。）に発注する方
- 市内に居住する親族を扶養する方（①～④の条件を全て満たす方）も利用することができます。  
（市外居住の方も利用できます）
- なお、貸付金を償還中の方でも、一定の条件のもとで、新たな貸付けを受けることができます。  
詳しくは、お問い合わせください。

## 対象となる融雪装置

※地下水散水融雪装置は対象外です。詳しいことはお問い合わせください。

- 1 融雪槽 : 地中に埋設した槽の中で、投入された雪を融かす装置で、融雪水を原則側溝へ排水するもの
- 2 融雪機 : バーナー等を熱源として、投雪された雪を融かす装置で、融雪水を原則側溝へ排水するもの
- 3 ロードヒーティング : 灯油、電気などを熱源とし、温水パイプや電熱ヒーター等で面的に雪を融かす装置で、融雪水が敷地外に流れて凍結などの被害を与えないよう排水に配慮したもの
- 4 屋根融雪 : 建物の屋根に電熱ヒーター等を敷設し、屋根に積もった雪を融かす装置で、融雪水が敷地外へ流れて凍結などの被害を与えないよう排水に配慮したもの  
※屋根融雪は、地区規制等により設置できない機種もありますので、事前にご相談ください。

【ご注意】◎熱源を屋外に設置する場合は、隣接地よりできるだけ離し、騒音・排気等に十分配慮してください。

- ◎上記1～4に対する重複貸付はできません。複数を組み合わせて設置する場合は、いずれか1つの装置について、設置資金の貸付けを申請してください。
- ◎下水道分流区域では、必ず側溝等へ排水してください。  
また、下水道合流区域で下水道に排水する場合は、事前に上下水道部営業課給排水係（電話55-6895）に申請が必要になります。「排水設備等確認結果通知書」の写しを添えて、貸付申請してください。
- ◎道路を横断する形で側溝へ排水する場合は、事前に建設部道路維持課（電話32-8555）に、道路占用許可の申請が必要になります。「道路占用許可書」の写しを添えて、貸付申請してください。

**貸付内容**

貸付金額	貸付利子	償還方法	償還期間
10万円以上～100万円以内 (1万円単位)	無利子 (市が負担)	元金均等の月賦返済 (返済日は毎月15日)	5年(60回)以内 (一括繰上償還可)

**取扱金融機関**

青森銀行・みちのく銀行・青い森信用金庫・東北労働金庫・青森県信用組合・津軽みらい農協の市内各支店、東奥信用金庫・つがる弘前農協・相馬村農協の本店と市内各支店など

**申請受付**

- 1 申請期間 通年受付(土・日・祝日・年末年始を除く日)
- 2 受付時間 午前8時30分～午後5時
- 3 申請場所 弘前市役所 建設部道路維持課雪対策室(茜町2丁目5-1)

※申請者本人による申込みを原則としますが、**やむを得ず代理人が申請する場合は、内容のわかる方がおいでください。**

**申請に必要な書類****◆申請に必要な共通書類**

No.	書類の名称	部数	備考
1	融雪装置設置資金貸付申請書	1部	押印が必要
2	見積書の写し	1部	見積書は見積項目・数量・単価等が記載され、金額は消費税込みのもの
3	設置機種仕様書等	1部	
4	融雪装置配置図及び排水経路図	1部	融雪装置本体の位置・排水の配管等を明記 ※融雪水の流れ先も青線で記入。
5	付近見取図	1部	設置場所がわかるように表示
6	土地・建物使用承諾書(所有者と申請者が異なる場合)	1部	土地・建物所有者の押印が必要
7	移動式融雪機等に係る承諾書(移動式融雪機等の場合)	1部	
8	融雪装置システム図及び対象となる建物の写真 (屋根融雪の場合)	1部	施工場所が分かる写真1～2枚
9	理由書(市内業者に発注できない場合)	1部	

**◆個人の申請のときに必要な書類(上記1～9の外に以下の書類が必要です)**

No.	書類の名称	部数	備考
10	住民票	1部(原本)	申請者本人のもの
11	前年度分の納税証明書(市県民税、固定資産税、 軽自動車税及び国民健康保険料)	1部(原本)	市県民税が課税されていない場合は所得課税証明書も添付

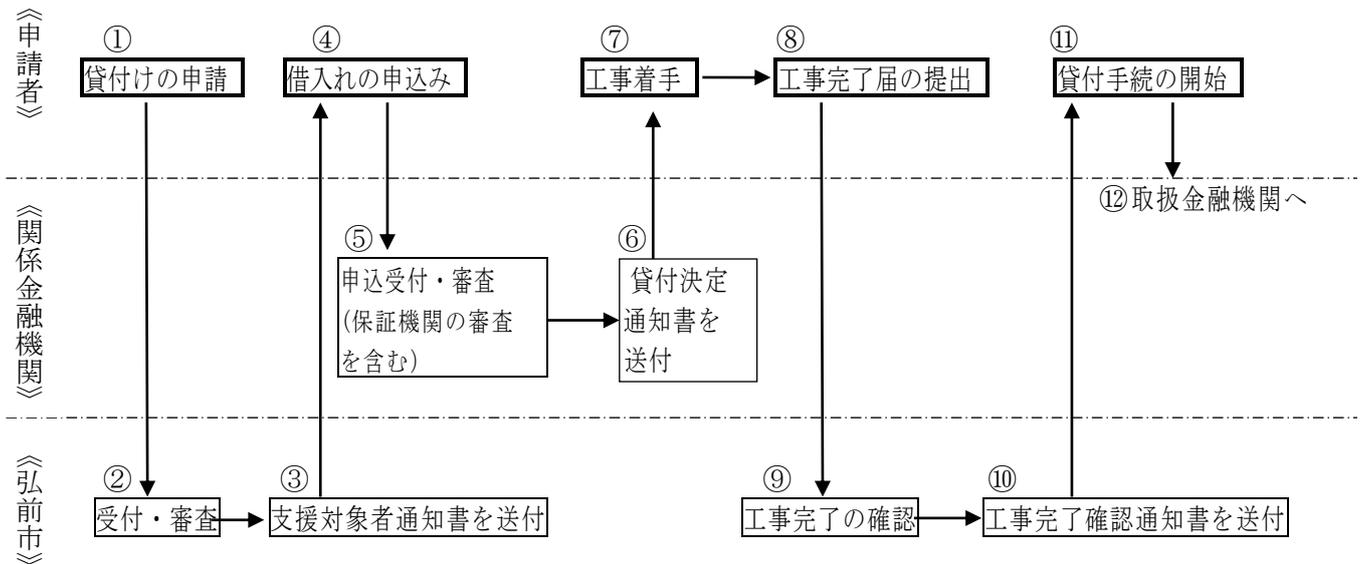
**◆法人の申請のときに必要な書類(上記1～9の外に以下の書類が必要です)**

No.	書類の名称	部数	備考
12	前年度分に係る法人市民税の納税証明書	1部(原本)	ただし、法人の新設等の場合で添付できないときは、代表者の前年度分の納税証明書(市県民税が課税されていない場合は所得課税証明書も添付)
13	定款	1部(写し)	
14	登記事項証明書	1部(原本)	
15	最新の決算書	1部(写し)	

◆法人格のない団体＜町会等＞のときに必要な書類（上記1～9の外に以下の書類が必要です）

No.	書類の名称	部数	備考
16	団体規約	1部(写し)	
17	代表者の住民票	1部(原本)	本人のもの
18	代表者の前年度分の納税証明書（市県民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険料）	1部(原本)	市県民税が課税されていない場合は所得課税証明書も添付

貸付手続きまでの主な流れ



- 市から支援対象者通知書を受領したら、その通知書に必要な書類を添えて取扱金融機関に借入れの申込み④をしてください。
- 取扱金融機関から貸付決定の通知⑥がありましたら、工事に着手⑦してください。**  
また、工事が完了したら、工事（購入）代金の請求書又は領収書の写しを添付し、融雪装置設置工事完了届⑧を市に提出（持参又は郵送）してください。  
※なお、この届は施工業者の方が提出されてもかまいません。
- 融雪装置設置工事完了届の提出⑧から、工事完了確認通知書の送付⑩までは、概ね1週間を要します。
- 工事完了確認通知書⑩を持参のうえ、取扱金融機関で貸付手続⑪を行ってください。  
※**貸付手続にはこの工事完了確認通知書⑩のほか、預金通帳、届出印、実印及び印鑑証明書、身分を証明できるもの（自転車運転免許証、パスポート等）が必要となる場合があります。詳しくは取扱金融機関にお問い合わせください。**  
※法人の貸付手続の場合、このほか必要となる書類がありますので、取扱金融機関にお問い合わせください。

その他

- 市又は取扱金融機関が審査を行った結果、貸付けを受けられない場合もあります。
- 取扱金融機関から貸付決定の通知⑥があった後に、貸付けを利用しなくなった場合は、「貸付辞退届」を提出してください。

お問い合わせ先 〒036-8279 弘前市大字茜町2丁目5-1  
電話 0172-32-8555  
建設部道路維持課雪対策室